

2014（平成26）年10月2日

江戸川区スーパー堤防事業取消訴訟控訴審判決に対する原告団弁護団声明

江戸川区スーパー堤防事業取消訴訟原告団

江戸川区スーパー堤防事業取消訴訟弁護団

本日、東京高等裁判所第16民事部（裁判長奥田隆文）は、江戸川区スーパー堤防事業取消訴訟に対し、第一審に引き続き、土地区画整理事業の事業計画決定を取り消す訴えを認めないとの不当な判決を言い渡した。

本件訴訟は、江戸川区北小岩地域に居住する地権者4名（訴訟提起時11名）が原告となり、江戸川区を被告として、平成23年11月11日、スーパー堤防事業を前提とする「東京都都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業」（以下、「本件事業」という。）が違法であるとして事業計画決定の取消を求めて提訴した裁判である（原審判決：平成25年12月12日 原告敗訴）。

江戸川区は現時点においては、事業計画の変更も行わず国との間でスーパー堤防事業を実施する旨の合意を取り交わし、実際にスーパー堤防の建設を国が実施することとなっているにも関わらず、本件訴訟においては一貫して、スーパー堤防事業とは無関係の土地区画整理事業であると主張してきた。

しかし裁判所は、このような江戸川区の主張を超えて、江戸川区の事業は一貫してスーパー堤防事業との共同事業であったことを前提とし、江戸川区としては治水対策として国によるスーパー堤防事業の実施をすることを考慮したとしても、それ以上にスーパー堤防事業の当否まで考慮する必要はないと判示した。

また、裁判所は、住民の二度の移転について、住民に小さくない負担をかけることは容易に予想されるところであり、特に高齢者についてはその負担感がさらに大きいものと考えられると判示しながらも、土地区画整理事業は、公共の福祉の増進に資することを目的としていることから、施行区域内の住民の共通利益の実現に尽きるものではなく、これを含む公益の実現にあるというべきであるとし、また住民については希望者に対して先行取得を実施してきたことなどの住民らの負担軽減策を講じていることを考慮し、本件盛土整備事業は合理性を欠くものとはいえないと判示した。

これは反対住民に対し、移転の負担を避けたいのであれば、先行買収に応じればよいとも読めるような判断であり、これまで住民が培ってきた地域コミュニティ、住み慣れた土地を離れるという負担を全く無視した不当な判断である。

原告団・弁護団として、このような不当判決は到底是認することはできないので、直ちに上告する。

それと共に、現在、江戸川区と国とが事業変更も行うことなく強引に実施しようとしているスーパー堤防事業について、真正面からその是非を問うべく、新たに国を被告とするスーパー堤防事業差止め訴訟、国及び江戸川区を相手にした国賠訴訟を、早ければ10月末までに提起するべく準備中である。

以上